

令和2年1月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和2年1月20日開会

丸亀市農業委員会

令和2年 1月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和2年1月20日(月) 午前9時30分～午前11時5分

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 42人

農業委員 15人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 西山 敏彦 | 5. 本田 昌司 | 9. 久米 彰義 | 14. 大林 伸嘉 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 鈴木 茂昌 | 10. 岩崎 道彦 | 15. 大林 孝行 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 下川 洋志 | 11. 松岡 繁 | 16. 宮岡 里美 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收 | |

農地利用最適化推進委員 27人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 高木 千年 | 9. 河井 茂雄 | 17. 増田 澄 | 25. 株屋根 明 |
| 3. 田中 義啓 | 10. 大林 春樹 | 18. 籾岡 正一 | 26. 古川 正人 |
| 4. 大西 亘 | 11. 三木 徹 | 19. 喜來 聖則 | 27. 近藤 秀行 |
| 5. 佐藤 勝彦 | 12. 寒川 弘 | 20. 宮本 政信 | 28. 誥石 泰弘 |
| 6. 坂井 清照 | 13. 尾松 英二 | 21. 津郷 憲一 | 29. 滝 壽義 |
| 7. 内田 久夫 | 14. 松原 正春 | 22. 小路 敏弘 | 30. 鎌田 光男 |
| 8. 多田 輝美 | 15. 山地 正詞 | 24. 小林 繁 | |

欠席委員 4人

農業委員 1人

13. 村山 英臣

農地利用最適化推進委員 3人

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 2. 田村 元良 | 16. 岡原 徹 | 23. 入屋 岩義 |
|----------|----------|-----------|

農業委員会事務局出席者

事務局長 長法 秀樹
事務局次長 小西 裕幸
主 査 中山 弘美
主 査 岩崎 正英
副主任 山根 大雅

議事日程

農政に関する議題

1. 農地利用意向に関するアンケートについて
2. その他

報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

土地に関する議題

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
議案第5号 許可後の事業計画変更申請について
議案第6号 非農地証明願について

報 告

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について
報告第2号 許可申請の取下願について

●事務局長（長法秀樹君） 皆さん、おはようございます。それでは、総会の開会に先立ちまして、本日お手元に配布してあります、資料の確認をいたします。まず、総会の次第（裏面に農家相談の開催結果）、そして、利用意向調査の記入例（両面印刷）、そして、その名簿です。4、5枚あると思います。後ほど、説明いたします。それと、セロテープを置いてあります。あと、活動記録簿の記入例とその用紙です。あと農業委員、推進委員の手帳です。中に、それぞれ委員と推進委員の証明書に押印しているものが差し込まれておりますので、中を確認してください。それぞれ入っているか確認してください。既に郵送で届いている方もいらっしゃると思いますが、今年度の農業委員会だよりができ上がっております。そちらを1部、配布しております。それでは、恒例の活動記録等の確認です。本日の総会出席も記入してください。携帯電話は、電源を切るかマナーモードにしてください。それでは、ただ今より令和2年1月定例総会を開会いたします。会長よろしく申し上げます

●会長（松岡繁君） 少し遅くなりましたけれども、あらためまして、あけましておめでとうございます。今年も、よろしくお願いいたします。今日から大寒ですけれども、ニュースでは、3月並の気温になると言っていました。昨年は、年間の平均気温が観測史上最高になったと報道されておりました。それによって日本列島に大きな災害が発生しました。また、今年に入っても大風が吹いたり、豪雪地帯でも雪が全然降らなかったりというような気候になっております。世界的に見ましても、オーストラリアや中国で干ばつが発生していると報道されております。そういう中で、異常気象により世界的に、穀倉地帯に同時多発的に災害が起きると、食料危機が発生します。そういうことを、学者が述べております。そういう中で、日本の食料自給率は37%です。本当に危機的状況でございます。そういう中で、今の農政が続いていくと、食料自給率を支える食料自給力、いわゆる、人と農地の問題です。農地は耕作放棄地の発生等でだんだんと減っていきます。就業人口もだんだん減っていきます。そういう基盤がだんだんと脆弱になってきます。そういう問題が発生してきます。そういう問題は1番には政治の問題でして、政治でしっかり、農家だけでなく、消費者も巻き込んだ、国民全体の問題として取り組んでいかなければなりません。そういう政治の問題ですが、一方で、私たち農業委員、農業委員会、また、農業委員、推進委員の大きな役割でもあらうと思っています。日本の農業、また、地域の農業を今後とも維持発展させていくためには、地域の現状把握が大切になります。そういう意味から、今回、一斉にアンケート調査を実施することとなりましたけれども、皆さん、お忙しい中、大量の農家訪問ということで大変だと思います。前段申し上げました、そういう地域の農業・農村の維持発展のためにという思いでぜひ、ご協力をいただきたいと思っております。ご協力をお願いいたしまして、冒頭のこ

あいさついたします。座って議事を進めます。

本日の出席委員は15人です。過半数の方が出席されていますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は5番の本田委員と6番の鈴木委員をお願いいたします。それでは農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼します。次第をご覧ください。まず農政に関する議題です。1「農地利用意向に関するアンケートについて」、報告として、1「定例農家相談会の開催結果について」となっております。よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議題1「農地利用意向に関するアンケートについて」、事務局より説明してください。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。それでは農地利用意向に関するアンケートについて、説明いたします。12月の定例総会の中でも、アンケートについて少し説明いたしました。ご自身の農家世帯について、後継者がいるかどうか、いま耕作している農地をあとどれくらい耕作できるかについて、それぞれ個別訪問していただいて、それを取りまとめ、今後の地図化した上で、地区での話し合いに活かしていく資料となる。農地の一筆ごとの調査となっています。本日、アンケートをしていただくという方の名簿を配布しています。これにつきましては、皆さんの担当地区、農地パトロールとか現地調査とかで行っていただいている担当ごとに、名簿を作っております。農業委員、推進委員で班になっておりますが、皆さんの地区での名簿となっております。名簿の中で、委員で手分けをして、ご自身の担当される農業者を話し合いで決めていただくこととなります。調査をいただくアンケートにつきましては、この部屋の後ろに段ボール箱に、封筒に入れて用意しております。総会終了後に少し時間を取っていただいて、皆さんでその名簿を確認しながら、どの農業者を担当するかということを相談してください。改めて、どこか場所を設定して、その封筒の仕分け等をお願いします。まずそれでは、記入例をご覧ください。アンケートにつきましては、こちらの農地利用の意向に関するアンケートと裏面にあります耕作者の一筆調査票を主に、この2面に関して記入していただくこととなります。まずは基本的に訪問された上で、封筒の中に、お願いのあいさつ文とこちらのアンケート、あと返信用の封筒が入っています。封筒の用意ができておりませんが、受取人払いの封筒となっております。訪問された際にはその中身を相手に渡して、記入について説明してください。最初に渡す前に経営者の欄にそれぞれ、その方の名簿に載っている名前が書かれていますので、確認した上、アンケートをしてください。1番、経営者以外で日常の農地を耕作されている方はどなたですかということで、一緒に農業をされている方がいらっしゃったら、書いてください。お父さんでこれも年齢を聞いていただいて、71歳以上であればそこに書いてあるように、④と書いてください。61歳から70歳であれば③と書いてくだ

さい。それで、父、母、子、孫、それ以外にどなたかあれば、そのいらっしゃる方の人数を書いていただくようになります。2番、後継者はいますかということで、いらっしゃる場合は「有」、なければ「無」で、「有」に○をつけたら、その方の続柄とどこにいらっしゃるか、後継者の状態ということで該当するものに○をつけてください。いつから、移譲するかということで、移譲の見込が何年後ということで記入してください。移譲された時の後継者の年齢が何歳になるかということで、これも下から選んでいただくということで、回答する番号を記入いただくようになります。今後の農地の利用をどのように考えているかということで拡大、維持、縮小の該当するものに○をつけていただくようになります。その矢印の関係で、現状維持とか縮小する場合は、農地の貸付先について目処があるかということです。耕作地を団地化したい希望があるかというのは、ほ場整備等計画があったときに、そういう計画に参加する意向があるかどうかということで○をつけてください。特に、念を押していただきたいのが、その一番下のアンケート調査結果についてということで、最近、個人情報の利用について、いろいろ注目されておることから、アンケートの有効活用のために、調査結果を農業委員会のもとより、農林水産課で今後の「人・農地プラン」に活用していくことに、対しての同意を得るために、この欄にチェックを必ず入れてもらうということをお願いしてください。裏面になります。こちらにも、同じく耕作者の氏名、住所が印字されております。また地番のところにそれぞれ、その方が耕作している、農地の地番が書いてあります。色が濃く印刷されている範囲で書いていただきますが、耕作予定年数、あと何年ぐらいその筆について耕作できるかということで、1年、3年、5年、10年、10年以上というところで、それぞれ○をつけていただくようになります。農地の形状につきましては、特に基準がありませんので、その耕作者がこの田んぼは形がいいなということであれば○、ちょっと形が悪い、また土地が小さいなということであれば、×をつけてください。それぞれの耕作者の考えで○、×をつけてください。あと、最後の備考欄ですけれども、本来は耕作しているという前提ですが、既に作付されていない、耕作してない農地がありましたら、こちらに耕作はしていないと記入してください。名簿に戻りますけれども、皆さんが地区によってそれぞれ少し、対象の耕作農家にばらつきがあって、少ない方だと80件前後、多い方だと100件を超える地区もあつたりします。耕作者ということで、夫婦でそれぞれ持っておられたら2件となっていたり、親子であっても、やはり2件ということで調査の封筒が1件で2つあつたりすることもあります。そういった関係で人数が水増しされた形が出ておりますが、そういう場合は、1軒につき、調査票を2通、お渡しください。あと返信用の封筒を入れているということでその場で聞き取りして回収する場合は、そのまま封筒をお預かりしたらいいと思います。回答するに時間がほしいという場合や、何度か訪問しても、不在で聞き取りの調査ができないという場合につきまして、調査用の封筒をやむを得ず、ポストに投函していただくという場合があると思いますけれども、その際にはお手元にセロテープをお渡ししてありま

すので、ポストに投函する際は、テープでとめて投函してください。活動記録簿ですが、記入例を赤字で記載しております。農業委員、推進委員それぞれ番号を振って、氏名を記入して、押印してください。基本的には、毎月の総会で提出してください。月単位で取りまとめをしてください。1月、2月、3月で複数枚あれば何枚目の何番目というような形で整理をしてください。書いていただくのは、下にあるとおりでして、何月何日に何時から何時まで何時間活動したということと、自分が担当している地区で何件、訪問したと書いてください。それと件数がかかりますので、まとめて訪問するよりは、毎月少しずつ訪問してください。前回もお尋ねいただいたのですけれども、訪問中に何らかの事故があったときの対応ということで、保険を農業委員会として掛けているとお答えしました。しかし、農業委員会で掛けておるものはご自身の怪我等についての簡易な保険でした。ですので、車で物損事故を起こした場合には補償の対象外ということになります。農地パトロールでもそうでしたが、あくまでご自身が怪我をされた場合についてだけしか、対応できないということでした。車を利用の際にはじゅうぶん気を付けてください。よろしくお願いいたします。取りまとめの期限等ですが、年度末を予定しておりましたが、スタートが遅くなったこともありますので、5月末を目処に進めてください。進み具合によりまして、期限内での調査が難しい方がいらっしゃいましたら、その都度、ご相談してください。どうぞよろしくお願いいたします。私の方からの説明は以上です。

●会長（松岡繁君） アンケート調査の説明が終わりました。この件について、ご質問はありませんか。はい、どうぞ。

●農業委員（西山敏彦君） 子どもが2人いる場合は、どう記入したら、いいですか。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼します。お子さんが二人いらっしゃったということですので、書き方としては、お子さんがもし2人いらっしゃって、50歳未満であれば①を2つ書いてください。人数分だけ書いていただけたら、それで人数の判定になるかと思しますので、お一人でしたら、数字を一つ、2人以上でしたら、それぞれの人数分だけ数字を書き込んでください。

●会長（松岡繁君） ほかにありませんか。はい、どうぞ。

●農業委員（大林伸嘉君） いま国の方で農林業センサスをしています、同じような調査なので、利用意向調査アンケートの時期をずらすことはできませんか。

●事務局長（長法秀樹君） そういった意見も確かにあります。目的が多少異なり、国の分につきましては、あくまで国政のさまざまな政策に活用するという事です。またアンケートはあくまでも地区内の農地を、その筆をどうするかということで、目的が少し違うのとアンケートにつきましては、その都度その都度いろいろな調査がありまして、これを先に延ばしても、また他の農業に関する調査と重なる可能性もあります。

やるからには早くに調査にかかって、次の段階に行けるよう、この時期で実施したいと考えております。

●会長（松岡繁君） センサスは2月1日前後にあります。これは一応5月末ということにしております。時期をずらすのは、それぞれの委員さんの判断でしていただいた方がいいかもしれません。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。はい、どうぞ。

●農地利用最適化推進委員（田中義啓君） 記入例は、各家庭に1枚、配布するのですか。

●事務局長（長法秀樹君） 封筒の中にそれぞれ1枚入れております。

●農地利用最適化推進委員（田中義啓君） 説明しなくても、見せればいいのですか。

●事務局長（長法秀樹君） 対面であれば、記入例を見ていただきながら、ここはこういうふうに入りますと説明をお願いしたいということです。記入例なく説明していただいて、記入できればもうそれで結構です。聞き取りができない場合は、そのまま封筒を投函するということをお願いします。

●会長（松岡繁君） よろしいですか。聞き取りする時は、記入例に基づいて聞き取りしてください。相手に会えないとか、時間をかけて考えていただく時に、記入例を活用して記入してくださいと言ってください。石井委員、どうぞ。

●農業委員（石井廣喜君） 農地を全て貸し付けている場合は、耕作していないと回答すればいいのですか。

●事務局長（長法秀樹君） 今回のこの調査につきましては、耕作者を対象にするということで、ご自身で耕作されてる場合は、そのまま出ますが、利用権の設定等で農業委員会を通して、貸し借りをされてる場合は、貸付先の方に、筆の調査が行くようになっております。ですので、既に貸している農地については、その方の調査票には載らないということになっております。中には届出せずに、貸している方もいらっしゃるかと思いますので、そういう方については、所有しているけれど、貸しているんだということであれば、備考欄に誰に貸していると記入すれば結構です。こちらの調査票のデータを取りまとめたのが11月時点です。それ以降の貸し借りについては、申し訳ないですが、こちらの調査票に反映できておりません。新規に貸し借りしたり、解約をしたりすれば、差異が生じる場合もありますので、そうした際には、備考欄にそういうふうに入ってください。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。

●農地利用最適化推進委員（田中義啓君） AさんからBさんに貸していると書いた場合に農業委員会を通していないからといって、その人に不利益は生じないのですね。

●事務局長（長法秀樹君） 農業委員会を通していないから罰則を適用するとかそういう話にはならないと考えさせていただいて結構です。あくまで手続としては、そういうことが必要になると思います。回収した時点でそういうことがあれば場合によって、届出をしてくださいとお願いをすることもあるかもしれません。場合

によっては、届出することで何らかの不利益を被る農業者がいましたら、現場での判断でお任せして基本的には、ここに書かれている農地についての回答を書いていただくことで結構です。

●会長（松岡繁君） アンケートは、その目的が違いますので、切り離し考えていただいて結構です。人それぞれの判断です。話し合う中で判断していただきたいと思います。

●農業委員（宮岡里美君） 農地を耕作してる方を基準に作成してると思うのですが、全部農地を貸し出ししていたら、農地を貸し出ししている方、本人の今後の意向は出てこない可能性もあるんですか。

●事務局長（長法秀樹君） そうですね、あくまで耕作者が対象です。所有者については、今回のアンケートでは、聞き取りは無いということです。中にはもうあと何年かしたら、農地を返してもらって、息子に引き継ぐという考えの方もあろうかと思いますが、あくまで、現在での状況ということで、耕作されている方についての調査というのが、今回の目的です。

●会長（松岡繁君） はい、どうぞ。

●農地利用最適化推進委員（寒川弘君） 耕作者に全ての農地の調査がいくのですね。

●事務局長（長法秀樹君） 説明が足らなかったのですが、当初は全ての農地ということで準備をいたしました。そうすると一人当たりが100件以上と膨大な数になった関係があります。他の市町を参考にしながら、今回につきましては、耕作面積が1,000㎡以上の方について調査することになっています。個別に調査する際にはないかと思うのですが、場合によったら常会などのところで一斉に調査される場合もあると思いますが、そうした際に調査票が無い人が出てくるかもしれません。そうした際には1,000㎡未満の耕作者の方につきましては、今回はアンケート調査しないと伝えてください。よろしく願いいたします。

●農地利用最適化推進委員（寒川弘君） 農業委員会を通していても、1,000㎡未満であれば、対象外ですね。

●事務局長（長法秀樹君） 正規な貸し出しをしていて、残ってるものが1,000㎡未満の自作であれば、アンケート調査の方は出ておりません。

●農地利用最適化推進委員（寒川弘君） 認定農業者などで、大規模に耕作している人に調査する場合には、自分の地区以外にも調査に行くのですか。

●事務局長（長法秀樹君） 法人なり認定農業者で借りている方について委員が何度も足を運ぶのではないかという心配なり、やり方についてのご質問と思います。まずは今回調査対象者としておるのが、個人で、丸亀市に住民票を置いてある方のみです。したがって、認定農業者の方で丸亀市に住所があれば当然その方が借りている農地が載っている調査票がいきます。それで認定農業者の方については、その地区を担当する委員がお一人だけ訪問するという事です。地区を超えて調査に行くということではありません。あく

まで、その住所地の委員さんが調査に行くということで、1度の調査で終わるかと思います。また法人につきましては、別途、事務局からアンケートをいたします。皆さんに、法人にアンケート調査していただくことはありません。

●農地利用最適化推進委員（寒川弘君） 丸亀市以外の耕作者は対象でないのですね。

●事務局長（長法秀樹君） 手続を取った上で、市外の法人または個人の方が借りている場合につきましては、それぞれ市外の個人または法人が耕作しているということで、こちらの所有者には調査票は出ていません。

●農地利用最適化推進委員（寒川弘君） 市外住民が丸亀市の土地を耕作している例があるのですか。

●事務局長（長法秀樹君） よくあるのは貸し借りで市外の法人あるいは隣接の市町の認定農業者等がされる場合は、まずは、耕作できることが条件ですので、通作距離でありますとか、営農計画を出していただいた上で借りて耕作できるということが見込める場合にのみ許可をしています。あと市外の方が所有者となるケースとして、相続によって、農地を取得される方がいらっしゃいます。住所が転居に伴い、市外に住所を移した際、農地を持ったままどなたにも農地を貸す手続をしないままの方がいらっしゃいます。そういう方についても、今回の調査票の中にありません。

●農地利用最適化推進委員（寒川弘君） 名簿に市外の方はいませんね。

●事務局長（長法秀樹君） ご覧になっていただければ、分かると思います。町名がある方のみが調査票に載っていると思います。市外の住所の方につきましては、今回の皆様をお願いする調査対象にはなっていません。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。

●農業委員（西山敏彦君） 耕作者の一笔調査票ですが、認定農業者で40枚ぐらい持っている人は、数を封筒に入れているのでしょうか。

●事務局長（長法秀樹君） ご覧になっていただいたら分かると思いますが、1枚に10筆あまりしか記載されていません。それ以上の筆を預かっておられる方がありましたら、また所有されてる場合がありますら、調査票が複数枚セットになっています。

●会長（松岡繁君） はい、村山委員。

●農業委員（村山英臣君） 私が聞いたところによりますと、5年に1回の農林業センサスの調査があります。私の自治会では1月から、個人別に調査するということを聞いております。調査員は、農業共済組合の地区の世話役のような人が私の地区では、当たっているようです。本人が言うには、一人一人、訪問することはできない。自治会の寄合の時に渡して、全部、記入してもらおう予定だそうです。農業委員会でも調査す

ると言っていたけれど、中身は重複しているのではないかと、言っていました。できるだけ手早く、簡単にできる方法はないかと相談がありましたので、センサスの調査用紙も方法も聞いていないので、分からないと言いました。重複する部分もあるかもしれませんが、その件についての整合性は聞いていますか。

●事務局長（長法秀樹君） 農林業センサスとほぼ同時期に調査がいくということで農業者、あるいは調査される方については、重複してその調査を担当しなければならない方もいらっしゃる中で同じようなこととするのは無駄ではないか、必要があるのかというご質問は当然あるかと思いますが。昨日、私の方も調査委員が個別に訪問されて、農林業センサスの調査票を預かりました。まだ中身を見てないのですが、農林業センサスは5年に1度の、ほぼ同じような内容であろうかと思いますが。恐らく家族構成でありますとか今後の農地をどうされていくかというような意向については、センサスの方にもあるとは思いますが。その点については農業についてのアンケートですので、基本的なところは同じかと思いますが。今回の利用意向調査につきましては、各筆について、どういう考えがあるかということ調査するのが農業委員会で主に考えるところであります。その農地に注目した調査ということで、少しその内容は重なる部分ではありますが、農業委員会としては、筆の調査に重点があるということで、そのあたりを農業者には説明いただきまして、これを活用した計画づくりのために、ご協力をいただきたいと説明してください。

●会長（松岡繁君） 確かに農林業センサスとは、後継者がいるかどうかというようなところは重複しているとは思いますが。農林業センサスの調査内容は、我々に提供していただけません。したがって重複しているところは、説明してください。農業委員会がするアンケートにつきましては、これに基づいて地図に落とし、それでまた集落でいろいろと座談会とか人・農地プラン作成のための基礎資料にするということ、じゅうぶん説明してください。よろしかったら、あと個別に事務局へ問い合わせてください。この辺で、打ち切らさせていただきます。

●農業委員（高吉和博君） 交通費は出ますか。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。見本もつけておりますけれども、こちら農業委員会活動記録簿に、活動時間として、記入していただきましたら、この活動に対しまして1時間1000円ですが、報酬としてお支払いします。交通費といえますか、その活動に対する費用につきましては、それぞれの活動に応じた報酬としての支払うことを予定しております。

●会長（松岡繁君） なお、今回、島しょ部は含まれていないと聞いております。この辺で、あとは事務局で十分詰めてください。それでは次に移ります。その他の議題はありませんか。

それでは報告連絡事項に移ります。1番目の定例農家相談会の開催結果について事務局から報告をいたします。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。それでは次第の裏面をご覧ください。定例農家相談会の開催結果です。飯山市民総合センター開催分は12月27日金曜日に大林伸嘉委員で、市役所本庁開催分は1月6日月曜日に鈴木委員で、綾歌市民総合センター開催分は1月10日金曜日に久米委員でそれぞれ午前9時から正午まで行いました。飯山市民総合センターで2件、市役所本庁で1件の相談がありました。内容は、飯山分1件目は水利の役員をしている相談者が水利費、特に集落外に居住している、いわゆる不在地主の水利費の徴収に苦慮しているということでした。農業委員の地区の状況を教えてもらいたいということでしたので、担当委員の地区の状況についてお伝えして、地区で決めたルールがあるようなので、それに基づいて粘り強く徴収していくしか方法はないとお伝えしました。2件目はある地区で広い地区を借り受けしている法人が畦や法面の雑草の処理の際にそのまま火をつけてしまいまして、水路の目地とか街づくりのために植えてあった花を焼いてしまった。処理の仕方について考えてほしいという相談でした。既に焼却してしまった後でした。次回についてはすべての箇所について刈り取りが難しい場合でありましたら、そういった目地とか施設があるところにつきましては、その場で焼かないようにしてもらい、影響がある部分については刈り取りして、そういった影響がないように処理してもらえよう伝えるということでお答えをしております。続いて本庁開催分です。残存小作の解消の話が持ち上がっている借り主に土地を譲渡しようと思うが、手続や農地の相場が知りたいという相談でした。残存小作の解消につきましては、期限の定めのない賃貸借契約の解消となりますので、合意解約書を作成して農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による通知書を提出することで解約ができるということお伝えしました。農地の相場につきましては、農地としての取引事例が大変少なく、また、個々に条件が違うことから単価等についてお示しすることができない。当事者同士で話し合っていたか、地元の農地の取引に精通されている方に相談するか、または、不動産屋で取引に関わったことがある方に問い合わせ、金額を決めていただきたいと、お答えしております。またそういった土地の売買ですので、そういった取り扱いに慣れた業者に依頼して、手続をされるのがスムーズにいくと助言しました。次に次回の農家相談会の開催予定についてです。飯山市民総合センター開催分は1月27日月曜日、村山副会長で、市役所本庁開催分は2月5日水曜日、下川委員で、綾歌市民総合センター開催分は2月10日月曜日、松岡会長で、それぞれ9時から正午までとなっております。「農家相談の手引」をお持ちの上、ご出席下さい。

●会長（松岡繁君） ほかに、報告事項はありませんか。ただ今の報告に対して、ご質問はありませんか。以上で報告は終わります。続いて農地に関する議題に移りたいと思います。本日の提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（長法秀樹君） 1月土地に関する議題です。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 許可後の事業計画変更申請について

議案第6号 非農地証明願について

報告といたしまして、

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

報告第2号 許可申請の取下願についてとなっております。よろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 失礼いたします。事前送付いたしました議案の1ページをお開きください。座って説明いたします。位置図と一緒に、ご審議よろしくお願ひいたします。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」であります。案件は4件です。

1番、郡家町・・・合計面積4.99㎡【議案読み上げ】

この案件は、自作地相互の交換のため、譲渡人が所有する当該農地を譲受人の所有する農地と交換するものです。当該農地を交換することにより、全体的な農地の形状が整い、効率的に耕作ができるようになります。申請地で水稻を作付する計画が提出されております。

2番、郡家町・・・合計面積4.99㎡【議案読み上げ】

この案件は、1番で説明した案件の譲受人が交換する農地についてであり、自作地相互の交換のため、譲渡人が所有する当該農地を譲受人の所有する農地と交換するものです。譲受人の所有する農地は、耕作面積が下限面積を満たしておりませんが、その位置、面積、形状等からみて、これに隣接する譲渡人の土地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められます。当該農地を交換することにより、全体的な農地の形状が整い、効率的に耕作ができるようになります。申請地で水稻を作付けする計画が提出されております。

3番、綾歌町岡田上・・・面積1,077.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付する計画が提出されております。

4番、飯山町上法軍寺・・・合計面積6,963.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付する計画が提出されております。

以上4件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると思込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止条項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。ご審議、よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明は終わりました。ただ今の説明に対して、ご意見等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、採決をいたします。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」整理番号1番から4番について、原案のとおり許可することについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。ご異議ないようですので、案件4件につきましては、原案のとおり許可することに決定いたしました。次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 2ページをお開きください。議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は4件です。

1番、原田町・・・合計面積849.42㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地は、平成7年頃、居宅を建て替えた際に、以前から庭として利用していた申請地を造成し、現在も宅地の一部として利用しており、今回、当該地について農地法の許可申請を行っておらず無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における所有地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、土器町西二丁目・・・合計面積1,086.92㎡【議案読み上げ】

この案件は申請中は農地法の申請が必要という認識が無く、平成31年4月27日に駐車場として造成しましたが、今回、地目変更手続を行うに当たり、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き、駐車場用地として利用するものです。申請地は農用地区域外農地です。第2種農

地に区分されますが、計画地周辺における所有地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、綾歌町岡田上・・・合計面積1,114.10㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地の一部を平成5年8月からは自己用住宅用地の進入路として造成し利用してきましたが、当該地について農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における所有地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番、綾歌町栗熊東・・・面積5,526.00㎡【議案読み上げ】

この案件は申請地に、太陽光発電パネル15基と引込柱1本の建築整備を図るものです。この案件につきましては最後の22ページになりますが、報告第2号でも説明いたします平成30年46号議案で承認をいただいたものですが、付近の通行道が災害に遭ったことで遅れたことと施主が変更になったことがありまして、取下をして申請をすることになっております。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における所有地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上4件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議、よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明を終わりました。ただ今の説明に対し、ご意見等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」整理番号1番から4番の各案件を、許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」4件は、許可相当として、委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。次に議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 3ページをお開きください。議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は15件です。

1番、津森町・・・面積383.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、非農地の自己住宅1棟、車庫1棟の建築整備を図るものです。申請

地は、第一種中高層住居専用地域の指定がなされ、第3者農地に区分されます。

2番、津森町・・・合計面積 305.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものですが、申請地の一部は約年ほど前に父親が駐車スペースとして造成及び舗装をしており、当該地について農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

3番、金倉町・・・面積 382.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転贈与を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番、山北町・・・合計面積 387.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転贈与を行い、貸進入路の造成整備を図るものです。申請地は農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番、山北町・・・合計面積 387.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅1棟、車庫1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと思えます。

6番、柞原町・・・面積 376.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、昨年11月定例総会の議案第71号で、「転用を目的とする競売買受適格照明願について」で説明いたしました高松地方裁判所所管の競売において株式会社・・・が落札されたもので、所有権移転売買を行い、分譲住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7番、郡家町・・・面積 467.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番、飯野町東分・・・合計面積 2,057.27 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、倉庫1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えま

す。

9番、飯野町西分・・・合計面積5,282.13㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、事務所1棟と、展示用住宅9棟の建築整備を図るものです。面積が5,000㎡を超える大きなものですが、受付事務所、それから来客用駐車場、そして9棟の展示用住宅を既存の住宅に付随して建築するような形になります。複数のモデルハウスを広く一般の方に公開する目的であり、周辺への被害防除計画、それから確約書の提出もいただいております。申請地は農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、綾歌町岡田上・・・面積499.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第1種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11番、綾歌町岡田上・・・合計面積341.40㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものですが、既に申請地の一部は農地法の許可を受けないまま造成され、車庫として使用されており、当該地について農地法の許可申請を行っておらず無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

12番、綾歌町栗熊東・・・合計面積1,085.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電パネル5基の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。5ページをお開くください。

13番、飯山町上法軍寺・・・面積426.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

14番、飯山町東坂元・・・面積607.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲3区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

以上14件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であ

るかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から14番までの各案件を、許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。ご異議ないようでありますので、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」14件は許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。続きまして議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 6ページを送り開きください。議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」です。今回から記載の方法に変更がありましたので、説明いたします。変更がありましたのは農地機構の貸し借り分についてでありまして、これまで「農用地利用集積計画の決定について」の議案で個人間等の貸し借りと一緒に、個人から農地機構への貸し借りを記載してご審議いただいております、それとは別に「農地利用配分計画（案）の意見聴取」の議案として、農地機構から認定農業者等への貸し付けをご審議いただいております。今回「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されまして、これまで2つの議案に分けてご審議いただいております案件を、1つの議案としてまとめ、ご審議いただくようになりました。

議案第4号は6ページから17ページにかけて記載しております。賃借権、使用貸借権など従来の集積計画と配分計画です。申請件数50件、筆数133筆、面積98,413.26㎡です。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を行うものです。詳細は表のとおりです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであり、問題は無いものと考えます。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようでありますので、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」50の各案件につきましては、原案どおり、処理していくことといたします。続いて議案第5号「許可後の事業計

画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 18ページをお開きください。議案第5号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は2件です。

1番、金倉町・・・面積1,319.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成18年11月30日、分譲住宅4棟の建築整備を行う計画で、農地法5条の許可を受けておりましたが、4区画の内、1区画について、まだ住宅の建築が完了しておらず、工期の延長申請を行うもので、工期を当初計画の平成18年11月30日から令和元年10月31日までを、令和3年10月31日まで、2年間延長して、分譲住宅の完了を図りたいとの申請がありました。

2番、飯野町東分・・・合計面積3,422.82㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成24年11月22日、分譲住宅11棟の建築整備を行う計画で、農地法5条の許可を受けておりましたが11区画の内、10区画は工事が完了しておりますが、残る1区画について、まだ住宅の建築が完了しておらず、工期の延長申請を行うもので、工期を当初計画の平成24年11月22日から令和元年11月9日までを、令和3年11月9日まで、2年間延長して、分譲住宅の完了を図りたいとの申請がありました。ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明を終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようでありますので、議案第5号「許可後の事業計画変更申請について」整理番号1番から2番までの各案件につきましては、原案どおり、処理していくことにいたします。続いて議案第6号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 19ページをお開きください。議案第6号「非農地証明願について」で。案件は2件です。

1番、本島町泊・・・合計面積2,188.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難となっております。

2番、西本町二丁目・・・面積122.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、農地法の施行前から引き続き非農地であったものです。

以上2件、「丸亀市非農地証明事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題はないと考えます。ご審議、よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) 無いようでありますので、議案第5号「非農地証明願について」整理番号1番から2番までの各案件につきましては、原案どおり、処理していくことといたします。それでは報告事項に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、報告第2号「許可申請の取下願について」は、一括して事務局から報告をいたします。

●事務局次長(小西裕幸君) それでは、21ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は1件です。

1番、綾歌町栗熊東・・・合計面積2,782.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、転用のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

それでは、22ページをお開きください。報告第2号「許可後の取下願について」であります。報告は1件です。

1番、綾歌町栗熊東・・・面積5,526.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年7月の第46号議案で、太陽光発電設備15基の建築整備のため、農地法第5条第1項の規定による使用貸借権の許可申請を行ったものですが、転用事業者を・・・様から、当初の譲渡人である・・・様に変更するため、農地法5条の許可による許可申請の取下願を行うものです。今月の議案第2号の4条申請4番で申請がされております。以上、報告第1号から2号を報告いたします。

●会長(松岡繁君) ただ今の報告事項について、ご質問等ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) 特にないようでございますので報告事項を終わります。以上で1月定例総会の議案審議ならびに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会いたします。お疲れさまでございました。

●事務局長(長法秀樹君) 長時間のご審議お疲れ様でした。事務連絡をいたします。まず、来月の定例農業委員会の開催日程です。2月20日木曜日午前9時半から、この会場で開催いたします。次に現地調査についてです。農地転用の締切が2月5日となりますので、現地調査は7日の金曜日に行います。関係委員には6日に連絡いたします。7日は予定を空けておいてください。冒頭でお話ししたアンケート調査票につきましては、後ろの壁際に右手から旧丸亀、綾歌、飯山の地区に分けております。2つの箱がありますので、それで1つの地区と考えてください。農業委員を中心に推進委員と手分けをしてください。名簿を基に簡単な打ち合わせをしていただいて、細かい振り分けにつきましては、別に時間をとってください。もし可能であれば、お昼までの時間で、この会場で分けていただいても結構です。あと前回の総会で次期委員の選定状況

調べを皆様にお配りしていました。その提出がまだの方は職員の方に提出してください。またこれにつきましては、総会ごとに毎回、提出をいただく予定です。次回につきましては、議案送付の際に用紙をお送りしますので、総会の日に提出してください。お疲れ様でした。

(午前11時5分時終了)